

世羅町美化センター個別施設計画



令和3年3月

目 次

1. 個別施設計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	2
4. 計画対象の建物	2
5. 点検・診断等の実施状況	3
6. 個別施設計画とは	4
7. 今後の対策内容	4
8. 主要建物の長期修繕計画（ロードマップ）	5
9. 計画の見直し・フォローアップ	6

1. 個別施設計画策定の趣旨

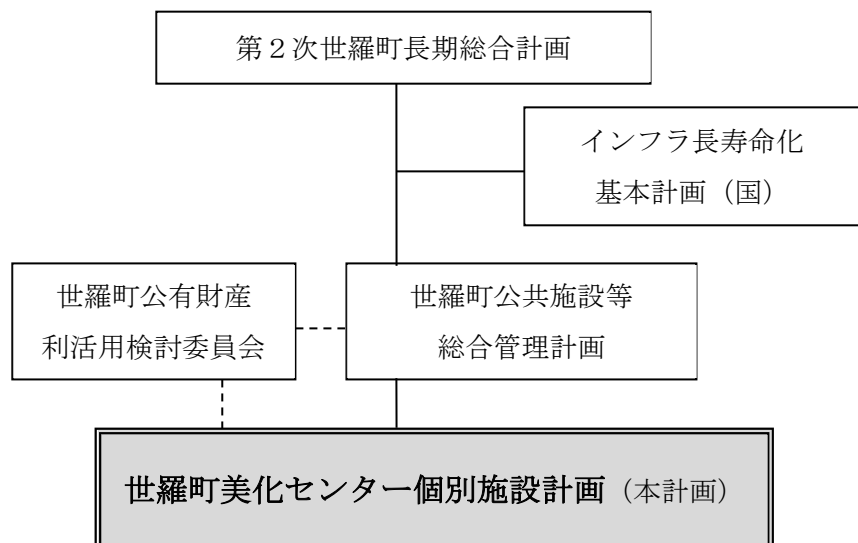
全国の地方公共団体において、高度経済成長期とその後の約 10 年間に建築された公共施設等が更新の時期を迎えつつあります。その中で、人口減少等による税収の減少、少子高齢化の進展に伴う扶助費等の支出増加により、全国の多くの自治体においては財政状況の悪化が危惧され、老朽施設の更新経費や維持管理経費を確保する事が課題となっております。

世羅町においても、更なる人口減少、少子高齢化が予想されており、公共施設等の実態や利用状況、維持管理コスト等を考慮しながら、長期的な視点に立ち、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減を図るとともに、公共施設等の適切な配置を実現し、持続性を確保する必要がある事から、平成 27 年度に「世羅町公共施設等総合管理計画（以下、「管理計画」という。）」を策定しました。

その後、国において平成 29 年 3 月 23 日に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が開かれ、令和 2 年度までの個別施設計画策定を求められた事から、世羅町美化センターについても、個別施設計画の策定を行うものです。

2. 計画の位置付け

世羅町美化センター個別施設計画は、平成 27 年 10 月に策定された世羅町公共施設等総合管理計画を上位計画とした個別施設計画として位置付けられます。



3. 計画期間

本計画の実施期間は、公共施設等総合管理計画の計画期間と合わせ、令和3年度から令和23年度までの21年間とします。

4. 計画対象の建物

施設の概要

施設名称	世羅町美化センター	
所在地	世羅町大字川尻 10781 番地 11	
敷地面積	宅 地：3, 533.45 m ²	
建屋構造・面積	管理棟	<ul style="list-style-type: none"> ◆鉄筋コンクリート造 ◆延床面積 297 m² ◆現在の耐震基準に適合
	処理棟	<ul style="list-style-type: none"> ◆鉄筋コンクリート造 ◆延床面積 837 m² ◆現在の耐震基準に適合
	車 庫	<ul style="list-style-type: none"> ◆鉄骨造 ◆延床面積 55 m² ◆現在の耐震基準に適合
処理方式	二段活性汚泥法（低希釈法）、凝集沈殿処理、二層濾過処理活性炭処理	
着工・竣工年	昭和 60 年 10 月～昭和 61 年 12 月	
改修工事	平成 21・22 年施設能力変更 他	
	平成 25・26 年槽内壁防食補修 他	
	平成 28 年度基幹的施設改修	
施設の建設	建設省（現国土交通省）の八田原ダム建設（昭和 48 年着手/平成 9 年竣工）に伴い、旧し尿処理場を移転し建設された。	

5. 点検・診断等の実施状況

点検・診断等の実施状況は、以下のとおりです。

区分	点検等名称	周期	対象設備・機器	根拠法
業者点検	電気設備法定点検 (自家用電気工作物保安管理)	年12回	受電設備	電気事業法
	消防設備法定点検	年2回	管理棟事務所・水処理棟 消防設備(消火器)	消防法
	地下タンク法定点検 (危険物地下タンク点検)	1回/3年 (1回/年)	メタノール地下タンク	消防法
	運転監視装置年次点検	年1回	管理棟事務所・中央監視室	該当なし
	特定自主検査 (フォークリフトの点検)	年1回	フォークリフト	労働安全衛生法
	特定自主検査 (油圧ショベルの点検)	年1回	油圧ショベル	労働安全衛生法
自主点検 (運転管理 受託業者)	第二種圧力容器自主検査	年12回	水処理棟ブロワ室 コンプレッサー	労働安全衛生法
	ドラフトチャンバー自主点検	年4回	管理棟分析室 ドラフトチャンバー	労働安全衛生法
	第一種特定製品自主点検	年4回	ブロワ室・管理棟更衣室 エアードライヤー・恒温機	労働安全衛生法
	第一種特定製品自主点検	年4回	管理棟内・中央監視室 エアコン	フロン排出抑制法
	地下タンク自主点検	年12回	メタノール地下タンク	消防法
	特定自主検査 (フォークリフトの自主点検)	年12回	フォークリフト	労働安全衛生法
	特定自主検査 (油圧ショベルの自主点検)	年12回	油圧ショベル	労働安全衛生法

6. 個別施設計画とは

個別施設計画は、公共施設等総合管理計画で定めた公共施設の方針を実現するため、個々の施設についての今後の方向性（考え方）を示すものであり、確定事項ではありません。

町の財政状況や社会情勢の変化等の影響を受ける内容であるため、一定期間ごとに見直しを行う必要があります。

個別施設計画は、更新（建て替えや大規模改修等）や施設見直し（施設の統合・廃止等）が必要となる時期、すなわち「将来的にどうするのか」という方向性について、現時点での基本的な考え方を示したものです。

計画策定により、施設の改修や更新時期を示すことで、施設の方向性を検討する時期を予め共通認識とすることが可能となります。実際に、更新・見直しをする時期は、建物の劣化進行度なども含めた様々な状況により、前後することがありますが、おおよその更新・見直しを実施する時期がわからないと、将来、財源がどのくらい必要かということも不明確なまま、行政運営を行うこととなります。

そのため、本計画では、更新・見直しを実施する時期を示すロードマップ（長期修繕計画）を設定するものとします。

7. 今後の対策内容

直近 10 年で実施した主な改修・修繕工事は、平成 21・22 年施設能力変更、平成 25・26 年槽内壁防食補修、平成 28 年度基幹的施設改修を実施しています。

また、大規模な修繕に至る前段階での小規模な補修、更新時期を迎える機器等は計画的に更新するとともに、不具合やその恐れを発見し次第、速やかに補修を実施しています。

施設の機能を確保しつつ、町の財政負担を抑制するためには、引き続き計画的に改修・修繕を行い、建物の長寿命化を図っていく必要があります。

8. 主要建物の長期修繕計画(ロードマップ)

世羅町美化センターは、一般廃棄物処理施設(し尿・浄化槽汚泥処理施設)であり、長寿命化にかかる費用が大きいことから、長期修繕計画(ロードマップ)を作成し、その内容を目安に対応を実施していきます。

世羅町し尿処理施設主要機器の長期修繕計画(ロードマップ)				
対象	令和3～7年度	令和8～12年度	令和13～17年度	令和18～23年度
し尿処理 施設	令和3年度機器整備費 3,200万円	令和8年度機器整備費 3,000万円	令和13年度機器整備費 3,000万円	令和18年度機器整備費 3,000万円
	令和4年度機器整備費 3,200万円	令和9年度機器整備費 3,000万円	令和14年度機器整備費 3,000万円	令和19年度機器整備費 3,000万円
	令和5年度機器整備費 3,200万円	令和10年度機器整備費 3,000万円	令和15年度機器整備費 3,000万円	令和20年度機器整備費 3,000万円
	令和6年度機器整備費 3,000万円	令和11年度機器整備費 3,000万円	令和16年度機器整備費 3,000万円	令和21年度機器整備費 3,000万円
	令和7年度機器整備費 3,000万円	令和12年度機器整備費 3,000万円	令和17年度機器整備費 3,000万円	令和22年度機器整備費 3,000万円
				令和23年度機器整備費 3,000万円
脱臭設備他補修工事費 5,000万円	し尿等受入貯留 設備補修工事費 6,000万円	汚泥濃縮槽 補修工事費 3,000万円 薬品タンク更新他工事費 2,000万円	水槽貯留設備他 補修工事費 4,000万円 薬品タンク更新他工事費 2,000万円	
合計 20,600万円	合計 21,000万円	合計 20,000万円	合計 24,000万円	
し尿処理施設 合計 85,600万円				
<p>備考： 小規模修繕につきましては、不具合状況を確認し次第、速やかに実施します。</p> <p>また、各項目の事業費は概算であり、施設の使用状況や社会情勢の変化等の様々な要因により変動する可能性があります。</p> <p>躯体に係る補修につきましては、施設機能診断後の結果に基づき試算する必要がありますので、上記項目には含まれておりません。</p>				

9. 計画の見直し・フォローアップ

長期修繕計画の実施時期については、管理実績を基にした目安であり、計画案に沿って実施するかは、その時点で改めて調査等を行って判断するため、調査等の結果によっては、実施時期の変更や内容の変更を行う可能性が十分に想定されます。

また、修繕に係る予算も確定したものではありませんが、本計画を着実に推進していくためにも、継続的に計画の見直しを行っていきます。